令和６年６月１日改定

別紙１　重要事項説明書１

介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホーム

通所リハビリテーション（定員・職員体制・施設設備）のご案内

施設概要

開 設 年 月 日：平成６年３月１５日
通　所　定　員：３０名
所　　在　　地：〒３４６－００２４　　久喜市北青柳１,３８５－２
電　話　番　号：ＴＥＬ　０４８０（２４）００６６　　ＦＡＸ　０４８０（２４）０９３０
介護保険指定番号：介護老人保健施設（１１５０９８００１１）
管　　理　　者：宮地　満佐子

介護老人保健施設通所リハビリテーションの運営の目的

介護老人保健施設は、看護、医学管理の下で介護やリハビリテーションその他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、利用者様の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、１日でも早く家庭での生活に戻ることができるよう支援します。また、利用者様が居宅での生活を１日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等の身体的・精神的負担の軽減を図るとともに在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

＊この目的に沿って、当施設では、以下の運営方針を定めております。ご理解頂いた上でご利用ください。

運営方針

１．当施設では、通所リハビリテーションサービス計画に基づいて、理学療法・作業療法及び言語療法その他の必要なリハビリテーションを行い、利用者様の心身の機能の維持回復を図り、利用者様が１日でも長く居宅で生活を維持できるよう在宅ケアの支援に努めます。
２．当施設では、利用者様の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむをえない場合以外、原則として利用者様に対し身体的拘束は行いません。
３．当施設では、地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者そのほか保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携を図り、利用者様が地域において統合的サービスを受けることができるよう努めます。
４．当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、利用者様が「生き生きと」「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努めます。
５．サービス提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者様又は利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等に対して、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、利用者様のご同意を頂いて実施するよう努めます。
６．利用者様の個人情報については、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者様またはその身元引受人様の了解を得ることとします。

施設の職員体制（介護老人保健施設の基準による）

職種	員数	業務内容
管　理　者	１名	管理者は、介護老人保健施設に携わる従業者の総括管理、指導を行う。
医　　師（兼務）	１名	医師は、利用者様の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行う。
看 護 職 員	３名 （リハビリ提供時はリハビリ専門職１名専従、１時間以上２時間未満は２名専従）	医師の指示に基づき、投薬・検温・血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者様の通所リハビリテーション計画に基づく看護を行う。
介 護 職 員		利用者様の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。
理学療法士 作業療法士 言語聴覚士		医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともに、リハビリテーションの実施に際し、指導を行う。
管理栄養士（兼務）	１名	利用者様の栄養管理・栄養改善等の栄養状態の管理を行う。

設備基準

当施設の設備は通所リハビリテーション事業の指定基準を満たしております。

機能訓練室、デイルーム、食堂、浴室等があります。

通所リハビリテーション対象者

要介護と認定された方がご利用できます。（要支援１・２の方は介護予防通所リハビリテーションをご利用いただけます。自立の方はご利用できません。）

営業案内

営　業　日：月曜から金曜日（祝祭日を除く）

定　休　日：土、日曜日、祝祭日、１２月３１日～１月３日まで（変更あり）

営業時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで

利用時間：午前 9 時 30 分から午後 4 時まで（６時間以上７時間未満ご利用の場合）

通常の事業の実施地域

主として久喜市（栗橋地区を除く）・白岡市で実施しております。

通所リハビリテーションのご利用の手続き

①お電話でお申し込みください。

＊居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。

②利用者様、あるいは利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等と面接させていただきます。

＊介護保険証を、必ずお持ちください。内容の確認をさせていただきます。

③ご利用可能の場合、利用者様のご希望・心身の状況を勘案し、家庭・関係機関などと調整した上で利用曜日、利用回数、サービス内容を設定します。

サービス内容

当事業所の通所リハビリテーションは、主に居宅介護支援事業者の作成した『居宅介護サービス計画』に基づき提供されます。

《通所リハビリテーション計画の作成》

当施設では、「どのようなサービスを提供すれば継続した家庭生活が営めるか」という生活機能の維持・向上を目的とした『通所リハビリテーション計画』に基づいて行われます。この計画は、医師の診療方針・利用者様の心身の状況及びその置かれている環境等を踏まえて、医師、作業・理学療法士等リハビリスタッフ、看護・介護職員が共同《多職種協働》で作成したものです。

作成にあたっては、利用者様・利用者様の後見人・利用者のご家族様・身元引受人様の希望を十分取り入れ、また計画の内容については同意をいただくようになります。この「通所リハビリテーション計画」に基づき、サービスを提供し、実施状況の記載・確認及び定期的な評価を行い、より良いサービスの提供に努めます。

《リハビリテーション》

日常生活上での諸活動に不自由さのある方や体力の低下がみられる方、言語・嚥下の障害のある方に理学療法士・作業療法士等リハビリスタッフが在宅生活の継続を目的に、自立を促し、生活機能の改善や悪化の防止を行います。自宅での生活に適応できるように、個別の「リハビリテーション実施計画」を作成し、リハビリテーションを提供します。

《集団リハビリテーション》

筋力の向上を目指した体操や嚥下体操、ゲーム性を生かした「元気リハビリテーション」等を行います。

「楽しいリハビリテーション」が当施設の目標です。

施設送迎や施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーションを期待したものです。

《医療・看護》

利用者様の健康状態のチェック、必要な処置、急変時の対応等行います。

《 栄 養 》

低栄養を早期に発見するとともに、「食べること」を通じて改善し、自分らしい生活の確立・自己実現・生活機能の向上を図り、生き生きとした生活を送っていただけるよう支援します。

《 介 護 》

医学的管理の下、看護・介護職員が日常生活上のお世話や、利用者様の「自立支援を促すケア」を行います。

《レクリエーション》

リハビリテーションも兼ね利用者様に施設生活を楽しんでいただけるようレクリエーションを実施します。季節の行事、音楽クラブ、書道、カラオケ、ゲーム等の楽しいプログラムがあります。

《 食 事 》

利用者様ごとの栄養状態ならびに身体の状況、病状、嗜好に考慮し、かつ摂食・嚥下機能及び食形態に配慮した食事を提供します。

＊特段の事情がない限り施設の提供する食事を召し上がっていただきます。食事の持ち込みはご遠慮下さい。

○食事時間：昼　食・・・１１時３０分より

＊行事食・バイキング（お好み昼食会）・選択食等を実施しています。

＊療養食（医師の指示の下、糖尿病食や腎臓病食等）の提供もします。

おやつ・・・１５時００分

《 入 浴 》

身体の状態により一般浴または機械浴で対応します。但し、当日の体調により中止する場合があります。
また、リハビリ時間帯によっては入浴サービスを提供できないことがあります。
月・火・木・金曜日より、2回を限度としてお選びいただきます。

《相談・援助サービス》

療養、介護、日常生活に関することを含め相談可能です。ご遠慮なくお申し出下さい。

他医療機関との連携

当施設では、利用者様の症状の急変等に備えるため、下記の医療機関を協力病院として定めております。
緊急の場合には『同意書』にご記入いただいた連絡先に連絡します。

	協力医療機関		協力歯科医療機関
名　　称	医療法人　土屋小児病院	医療法人　新　井　病　院	医療法人社団　関根歯科医院
住　　所	久喜市久喜中央３－１－１０	久喜市久喜中央２－２－２８	久喜市久喜中央３－９－４４
電話番号	０４８０（２１）０７６６	０４８０（２１）００７０	０４８０（２１）００６７
診療科目	小児科・内科・皮膚科	内科・外科・脳神経外科等	一般歯科・口腔外科等

利用に当たっての留意事項

《送迎について》

○送迎時は、ご自宅に必ずご利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等様がいるようにしてください。帰送時不在の場合は、利用者様と再び施設に戻らせていただく場合があります。
（送迎時、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等が不在の場合はご相談ください。）
○交通事情、天候などによっては送迎時間が多少前後する事があります。予めご了承ください。
○悪天候・災害・設備の故障等により、やむを得ず送迎やサービスを中止または変更する場合があります。

《サービスの中止》

○ご都合で、ご利用できない時は、前日の午後５時までにご連絡ください。
○当日、体調不良等のためお休みする場合は、午前８時３０分までにご連絡ください。
午前８時３０分までに連絡がない場合、キャンセル料（昼食代として）をお支払いいただきます。
○サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。担当の介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談の上、ご利用ください。
※但し定員数分の予約が入っている日には、振り替えできませんのでご了承ください。
○風邪・病気等のため体調不良の場合は、サービスをお断りする場合があります。
○病状心身の状況が著しく悪化し、適切な通所リハビリテーションサービスの提供に支障が出ると判断された場合は当施設の利用を解除する場合があります。

《利用中の急変について》

○当日の健康チェックの結果、体調が悪いとき、あるいは利用中急変した等の場合にはサービス内容の変更又は中止を行うことがあります。
○上記の場合、当事業所の医師・看護職員が適切な対応をし、利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等にご連絡いたします。必要あればかかりつけの主治医、協力病院等に連絡をとるなどの必要な措置をとります。

《安全管理》

利用者様に安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、介護・医療事故の防止に努めます。また、事故が発生した場合必要な措置を講じます。

《非常災害対策》

消防法などの規定に基づき非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため防災設備（スプリンクラー・消火器・消火栓の設置等）を整備し、定期的に避難・救出訓練その他必要な訓練を行っております。

《衛生管理》

施設内の衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じるとともに、感染症及び食中毒の発生の予防・まん延の防止に努めます。

《禁止事項》

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、営利行為・宗教活動・特定の政治活動・迷惑行為は禁止いたします。

《その他》

○通所リハビリテーション利用時に医療機関を受診する場合は、あらかじめ施設にご連絡ください。
○施設の設備・備品の利用は、職員の指示に従い丁寧にお取り扱いください。
○全館禁煙です。
○菓子類など食品の持込みはできません。
○金銭・貴重品等お預かりできないものは自己管理です。紛失、破損の責任は負えませんのでご注意ください。
○衣類を含め持ち物にすべてにお名前を記入してください。
○管理上の必要な指示には従ってください。

要望及び苦情の相談

要望や苦情などは、お寄せいただければ、速やかに対応いたします。お気軽にご相談ください。
また、備え付けの『ご意見箱』をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

当施設の介護サービス苦情受付概要	
連絡先	ＴＥＬ：０４８０（２４）００６６　ＦＡＸ：０４８０（２４）０９３０ Ｅ-ｍａｉｌ：roken@kakuju.saitama.jp
苦情受付担当	宮地　満佐子（苦情解決責任者）・大熊　邦夫（苦情受付担当者）
対応方法	苦情内容を正確に把握し、サービス提供時の状況を調査するとともに原因を把握し、その調査内容を申立人に報告します。その後、サービスの改善等のための対応方法を検討します。利用者様等に説明、同意を得た上で、改善内容に従いサービス提供をします。
記録	相談・苦情の対応状況を記録するとともに、それらを適切に保管し、介護サービスの改善に反映させます。
行政機関への連絡先	
久喜市介護保険課	ＴＥＬ：０４８０（２２）１１１１
埼玉県国民健康保険団体連合会	ＴＥＬ：０４８（８２４）２５３７
各市町村の介護保険担当	

令和６年６月１日改定

別紙２　　重要事項説明書　２

【介護保険負担１割】

介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホーム

通所リハビリテーション　利用料　のご案内

１）介護保険給付の自己負担額（円）

◆基本料金（１日あたり）◆

	１時間以上２時間未満	２時間以上３時間未満	３時間以上４時間未満	４時間以上5時間未満	5時間以上6時間未満	6時間以上7時間未満	7時間以上8時間未満
要介護１	369	383	486	553	622	715	762
要介護２	398	439	565	642	738	850	903
要介護３	429	498	643	730	852	981	1,046
要介護４	458	555	743	844	987	1,137	1,215
要介護５	491	612	842	957	1,120	1,290	1,379
理学療法士等体制強化加算	30	※１時間以上２時間未満利用の方は、毎利用時加算されます					
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算	※３時間以上利用の方は、毎利用時加算されます		12	16	20	24	28
科学的介護推進体制加算	40	40	40	40	40	40	40
	※全ての介護度・時間帯で毎利用時加算されます。						
サービス提供体制強化加算	22	22	22	22	22	22	22
	※全ての介護度・時間帯で毎利用時加算されます。						

【基本料金の各加算について】

＊理学療法士等体制強化加算（１時間以上２時間未満利用）・・・１日当たり３０円

理学療法士・作業療法士等リハビリスタッフを専従かつ常勤で２名以上配置している場合。

＊リハビリテーション提供体制加算（３時間以上の利用）・・・表参照

常時、理学療法士・作業療法士等リハビリスタッフを利用者数が２５名、またはその端数を増すことに１名以上配置している場合。

＊科学的介護推進体制加算・・・１月あたり４０円

利用者様毎のＡＤＬ値、栄養・口腔状態、認知症の状況等を厚生労働省へ提出し、その後フィードバックを受け、その情報を活用しサービスを提供した場合。

＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）・・・1日当たり２２円

介護職員の総数のうち、介護福祉士資格取得者の占める割合が１００分の７０以上である場合又は

〃　　、勤続年数１０年以上の介護福祉士の占める割合が１００分の２５以上である場合

◇加算料金◇　＊以下のサービスをご利用、または提供した場合加算されます＊

【リハビリテーション関連】

＊リハビリテーションマネジメント加算　イ

↳リハビリテーション計画の説明をリハビリ職員より説明を行った場合

・・・同意を得た日の属する月より

６ヶ月の期間は１月当たり５６０円

６ヶ月以降は１月当たり２４０円

＊リハビリテーションマネジメント加算　ロ

↳リハビリテーション計画の説明をリハビリ職員より説明を行い、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省へ提出した場合

・・・同意を得た日の属する月より

６ヶ月の期間は１月当たり５９３円

６ヶ月以降は１月当たり２７３円

＊リハビリテーションマネジメント加算　ハ

↳リハビリテーション計画の説明をリハビリ職員より説明を行い、リハビリテーション計画書等の内容を厚生労働省へ提出した場合で、管理栄養士及び言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、多職種が共同して栄養及び口腔のアセスメントを実施した場合

・・・同意を得た日の属する月より

６ヶ月の期間は１月当たり７９３円

６ヶ月以降は１月当たり４７３円

＊事業所の医師が説明

↳リハビリテーション計画の説明を医師より行い、同意を得た場合

・・・上記「リハビリテーションマネジメント加算　イ・ロ・ハ」に加えて

１月当たり２７０円

＊短期集中個別リハビリテーション実施加算・・・１日当たり１１０円

↳医師又は医師の指示を受けたリハビリスタッフが、個別リハビリテーションを集中的に行った場合

（退院（所）日または認定日から起算して３ヶ月の期間）

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）・・・１日当たり２４０円

↳認知症であると医師が判断した利用者様で、医師又は医師の指示を受けたリハビリスタッフが、個別リハビリテーションを集中的に行った場合

（退院（所）日または通所開始日から起算して３ヶ月の期間）

＊認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）・・・<u>１月当たり</u>１，９２０円

↳認知症であると医師が判断した利用者様で、医師又は医師の指示を受けたリハビリスタッフが、個別リハビリテーションを集中的に行った場合で「リハビリテーションマネジメント加算」算定している場合

（退院（所）日または通所開始日の属する月から起算して３ヶ月の期間）

＊生活行為向上リハビリテーション実施加算

・・・利用開始日の属する月から起算して<u>１月当たり</u>１，２５０円

↳生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載されたリハビリテーション実施計画をあらかじめ定めて、リハビリテーションを提供した場合（リハビリテーション実施計画の利用開始の属する月から起算して６ヶ月の期間）

※短期集中個別リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合は算定されません。

＊短期集中個別リハビリテーション実施加算、認知症短期集中リハビリテーション加算（Ⅰ）（Ⅱ）、の各加算につきましては、それぞれのサービスを同時に利用することはできません。

【栄養ケア関連】

＊栄養アセスメント加算・・・<u>１月当たり</u>５０円

↳管理栄養士を１名以上配置し、利用者様ごとに、医師、管理栄養士等その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、情報を厚生労働省に提出した場合

＊栄養改善加算・・・１回当たり２００円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳管理栄養士を１名以上配置し、利用者様の栄養状態を利用開始時に把握し、医師、管理栄養士、その他の職種の者が共同して、摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成し、栄養改善サービスを行っている場合

＊口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）・・・１回当たり２０円　（６ヶ月に１回迄）

↳利用開始時及び利用中６月ごとに利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合

＊口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）・・・１回当たり　５円　（６ヶ月に１回迄）

↳利用開始時及び利用中６月ごとに利用者様の口腔の健康状態及び栄養状態について確認を行い、当該情報を担当する介護支援専門員に提供した場合で、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合

＊口腔機能向上加算（Ⅰ）・・・１回当たり１５０円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、利用者様の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行った場合

＊口腔機能向上加算（Ⅱ）イ・・・１回当たり１５５円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、利用者様の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省へ提出した場合で、「リハビリテーションマネジメント加算ハ」を算定している場合

＊口腔機能向上加算（Ⅱ）ロ・・・１回当たり１６０円　（３ヶ月以内で１月に２回迄）

↳言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を１名以上配置し、利用者様の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、その他の職種の者が共同して、口腔機能改善管理指導計画を作成し、計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行い、口腔機能改善管理指導計画等の情報を厚生労働省へ提出した場合で、「リハビリテーションマネジメント加算ハ」を算定していない場合

※栄養改善加算・口腔機能向上加算の各加算につきましては、実施後３ヶ月経過し、引き続き必要と認められる場合はサービスを提供します。

【認知症ケア関連】

＊若年性認知症利用者受入加算・・・１日当たり６０円

【重度な方への対応】

＊重度療養管理加算・・・１日当たり１００円

↳要介護３・４・５でかつ別に厚生労働大臣が定める状態にある利用者様に対して医学的管理のもと、サービスを提供した場合

＊中重度ケア体制加算・・・１日当たり２０円

↳前年度の要介護３～５の利用者総数が一定数以上おり、常勤看護職員を１名以上配置している事業所の場合

【その他のサービス】

＊退院時共同指導加算・・・1回当たり６００円

↳病院又は診療所に入院中の利用者様が退院するに当たり、医師又はリハビリスタッフが、退院前カンファレンスに参加し、退院時共同指導を行った後に、通所リハビリテーションを利用した場合

＊入浴介助加算（Ⅰ）・・・１日当たり４０円

＊入浴介助加算（Ⅱ）・・・１日当たり６０円

↳個別の入浴計画に基づき、入浴介助を行った場合。

＊移行支援加算・・・１日当たり１２円

↳通所リハビリテーション終了者のうち、通所介護等を実施した者の割合が一定数以上いる事業所の場合

＊送迎減算・・・片道につき４７円減算

↳送迎を行わない場合。（利用者の後見人様、利用者様のご家族、身元引受人様等による送迎等）

＊同一建物減算（ケアハウス鶴寿の里利用者様対象）・・・１日につき９４円減算

↳通所リハビリテーション事業所と同一の建物からの利用の場合。

ただし、疾病等止むを得ない事情により送迎が必要となった場合は、適用されません。

＊延長加算

↳７時間以上８時間未満の通所リハビリテーションの前後に下記の区分に応じた日常生活上の世話を行った場合

８時間以上　９時間未満	＋５０円	１１時間以上１２時間未満	＋２００円
９時間以上１０時間未満	＋１００円	１２時間以上１３時間未満	＋２５０円
１０時間以上１１時間未満	＋１５０円	１３時間以上１４時間未満	＋３００円

＊介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）

【介護保険給付の自己負担額（基本料金＋加算料金)】×０．０８６分加算されます。

＊１単位の単価分…【全合計額（基本料金＋加算料金＋介護職員等処遇改善加算（Ⅰ))】×１０．３３の１割負担となります。

2）介護保険給付対象外の利用料

①食　　費　**７００円／１食**・・・施設による食事を召し上がった場合の食材料費および調理に係る費用。

＊利用者様が選定する特別な食事の費用（通常の食事以外で特別メニュー設定時に選定された場合）は、その都度、実費をいただきます。

②日 用 品 費　**１００円／１日**・・・石鹸・シャンプー等の費用。

③教養娯楽費　**１００円／１日**・・・クラブやレクリエーションで使用する材料費等の費用

④特別行事費　**１００円／１回**・・・運動会・夏祭り等、行事に参加した場合

⑤キャンセル料　**７００円／１日**・・・利用日当日、**８：３０分迄にお休みの連絡が無い場合**や**ご自宅まで迎えに行ったが、休むことになった場合**の食事代分として。

＊＊＊そのほか、日常生活上の便宜に係る費用は実費となります＊＊＊

3）利用料支払い方法

毎月１０～１５日頃迄に前月分の請求書を集金袋に入れ、連絡帳に挟んでお渡しします。月末迄に送迎職員にお渡し頂くか、事務所窓口にてお支払い下さい。お支払い後、領収書を交付いたします。

■ 利 用 料 金 の 一 例 ■

区　　分	医療機関退院後	介護度	3
利用回数	週２回(月８回)	入　浴	個別入浴計画無し
利用時間	６時間以上７時間未満	送　迎	往復実施

「短期集中個別リハビリテーション」算定

項　　目	単　位	回　数	合計単位
要介護３（６時間以上７時間未満）	981	8	7,848
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算	24	8	192
短期集中個別ﾘﾊ実施加算	110	8	880
入　浴　介　助　加　算	40	8	320
科学的介護推進体制加算	40	1	40
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算	22	8	176
合　　計			9,456

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	9,456	×	0.086	＝	813	
●一単位分の単価	（ 9,456	＋	813 ）	×	10.33 ＝	106,078
保　険　分	106,078	×	0.9	＝	95,470	
介護保険一部負担金	106,078	－	95,470	＝	***10,608***	

◎介護保険一部負担金と施設利用料の合計明細

項　　目	単　価(円)	回　数	合　　計(円)
介護保険一部負担金			10,608
食　　費	700	8	5,600
日　用　品　費	100	8	800
教　養　娯　楽　費	100	8	800
合　　計			17,808

合計請求金額　*17,808* 円　となります。

医療機関退院後３ヵ月経過・・・「短期集中個別リハビリテーション」算定なし

項　　目	単　位	回　数	合計単位
要介護３（６時間以上７時間未満）	981	8	7,848
ﾘﾊﾋﾞﾘﾃｰｼｮﾝ提供体制加算	24	8	192
入　浴　介　助　加　算	40	8	320
科学的介護推進体制加算	40	1	40
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算	22	8	176
合　　計			8,576

●介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	8,576	×	0.086	＝	738	
●一単位分の単価	（ 8,576	＋	738 ）	×	10.33 ＝	96,213
保　険　分	96,213	×	0.9	＝	86,591	
介護保険一部負担金	96,213	－	86,591	＝	***9,622***	

◎介護保険一部負担金と施設利用料の合計明細

項　　目	単　価(円)	回　数	合　　計(円)
介護保険一部負担金			9,622
食　　費	700	8	5,600
日　用　品　費	100	8	800
教　養　娯　楽　費	100	8	800
合　　計			16,822

合計請求金額　*16,822* 円　となります。

利 用 者 負 担 説 明 書

介護老人保健施設をご利用される利用者様のご負担は、介護保険及び介護予防の給付にかかる通常１割～３割の自己負担分と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者様の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費等）を利用料としてお支払いいただく２種類があります。

なお、介護保険（及び介護予防）の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーション）毎に異なります。

また、利用者負担は全国統一料金ではありません。介護保険（介護予防）給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も各施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービス及び介護予防のサービスがありますが、それぞれ利用方法が異なっています。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申し込みいただけますが、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）通所リハビリテーションは、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です。また、加算対象のサービスも、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス（介護予防サービス）計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

各サービス計画は、居宅介護支援事業所（介護予防支援事業者〔地域包括支援センター〕）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設の担当者にご相談ください。

<別紙３>重要事項説明書　３

個 人 情 報 保 護 に 関 す る 基 本 方 針

１．基本方針

社会福祉法人久喜同仁会は、当法人が扱う個人情報の重要性を認識し、その適正な保護のために、自主的なルール及び体制を確立し、個人情報保護に関する法令その他の関係法令及び厚生労働省のガイドラインを遵守し、利用者の個人情報の保護を図ることを宣言致します。

２．個人情報の適切な収集、利用、提供の実施

（１）個人情報の取得に際して、利用目的を特定して通知または公表し、利用目的に従って、適切に個人情報の収集、利用、提供を行います。

（２）個人情報の収集、利用、提供にあたっては、本人の同意を得るようにします。

（３）個人情報の紛失、漏えい、改ざん及び不正なアクセス等のリスクに対して、必要な安全対策、予防措置等を講じて適切な管理を行います。

３．安全性確保の実践

（１）当法人は、個人情報保護の取り組みを全役職員等に周知徹底させるために、個人情報保護に関する規程類を明確にし、必要な教育を行います。

（２）個人情報保護の取り組みが適切に実施されるよう、必要に応じ評価・見直しを行い、継続的な改善に努めます。

４．個人情報保護に関するお問い合わせ窓口

当法人が保有する個人情報についてのご質問やお問い合わせ、あるいは、開示、訂正、削除、利用停止等の依頼について、以下の窓口でお受け致します。

指定介護老人保健施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定短期入所療養介護施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防短期入所療養介護施設	鶴寿の里ナーシングホーム
指定通所リハビリテーション事業所	鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防通所リハビリテーション事業所	鶴寿の里ナーシングホーム

平成３０年　４月　１日

社会福祉法人久喜同仁会

理事長　土　屋　喬　義

介護老人保健施設

鶴寿の里ナーシングホーム

管理者　宮　地　　満　佐　子

個 人 情 報 の 利 用 目 的

（令和２年４月１日現在）

介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホームでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】
〔介護老人保健施設内部での利用目的〕
・当施設が利用者等に提供する介護サービス
・介護保険事務
・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
－入退所等の管理
－会計・経理
－事故等の報告
－当該利用者の介護・医療サービスの向上
〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕
・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
－利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
－利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
－検体検査業務の委託その他の業務委託
－利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等への心身の状況説明
・介護保険事務のうち
－保険事務の委託
－審査支払機関へのレセプトの提出
－審査支払機関又は保険者からの照会への回答
・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】
〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕
・当施設の管理運営業務のうち
－医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
－当施設において行われる学生の実習への協力
－当施設において行われる事例研究
・施設内の行事写真の掲示
・居室及びベッドの名札の掲示
〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕
・当施設の管理運営業務のうち
－外部監査機関への情報提供
〔その他の利用目的〕
・当法人・施設のホームページ、広報等への写真の掲載
・外部団体主催の事例研究発表

付記
① 上記のうち、他の事業所・医療機関等への情報提供等について同意しがたい事項がある場合には、その旨をお申し出ください。
② お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。
③ これらのお申し出は後からいつでも撤回、変更等をすることが可能です。

社会福祉法人　久喜同仁会
指定介護老人保健施設　鶴寿の里ナーシングホーム
指定短期入所療養介護施設　鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防短期入所療養介護施設　鶴寿の里ナーシングホーム
指定通所リハビリテーション事業所　鶴寿の里ナーシングホーム
指定介護予防通所リハビリテーション事業所　鶴寿の里ナーシングホーム